# (仮称) 二十歳のつどいの実施について(協議)

#### 1 検討の経緯

- ・令和4年4月から、民法改正による成年年齢が18歳に引き下げ。
- ・平成31年1月に豊田市は、以下のことを踏まえて、新成人を祝う会の対象者と同年齢である20歳の若者を対象に、令和5年1月開催から(仮称)二十歳のつどいとして実施すると公表。
  - >18歳は、進学や就職を控えている時期で、本人等にとって負担である。
  - > 20歳は、飲酒等を含めた全ての年齢制限がなくなる区切りの年齢である。
  - >対象が18歳の場合、初年が3年齢一斉開催となり、会場確保等が難しい。
- ・令和元年度に、区長会代表などの大人と若者による「(仮称)二十歳のつどい」の 在り方の検討委員会を3回実施。地域の特色を生かした28地区での開催継続の決 定と開催目的の変更、取組方針の骨子を作成<sup>※1</sup>。
- ・令和3年度に、19~21歳の学生や社会人による若者ミーティングを実施。

## 2 他市町の現状

#### (1)対象年齢

- ・都道府県庁所在地47市区の40市区(85%)が、20歳を対象とする方針。
- ・全自治体調査では、回答した1081自治体中、586自治体(54.2%)が 対象年齢を決めている。18、19歳で実施する自治体はなし。
- ・三重県伊賀市が、18歳を対象とすると令和3年4月に公表(自治体で初めて)。

## (2) 式典名称

- ・20歳を対象とする多くの自治体が、「二十歳の集い」や「二十歳を祝う会」な どに変更予定。表記は、漢数字、アラビア数字、漢字、平仮名等の差がある。
- ・栃木県大田原市は、令和3年1月から「はたちの集い」に変更して実施。

# **3 式典の内容等** ※1「(仮称)二十歳のつどい」の在り方の検討委員会での決定事項

# (1) 対象年齢/式典名称

20歳 / (仮称) 二十歳のつどい

#### (2) 地域の特色を生かした開催を継続

コミュニティ会議ごと(28地区)に、実行委員会形式で企画・運営を継続する。

# (3)開催目的の変更

	変更前 (新成人を祝う会)	変更後 ((仮称) 二十歳のつどい)
1	新成人の門出を祝い励ます	社会全体で子どもたちの成長を祝う
2	地域で祝うことで社会人としての責任や	社会人としての自覚と地域への愛着心を
	義務を自覚	<u>育む</u>
3	新成人が進んで社会参加する動機付け	<u>若者</u> が進んで社会参加する動機付け

#### (4)取組方針の骨子

若者の社会参加につながる仕組み(縦に、横に、継続してつながる)を構築する。

# 4 取組内容の詳細(案)

資料3

#### (1) 社会全体で子どもたちの成長を祝う

子ども部次世代育成課

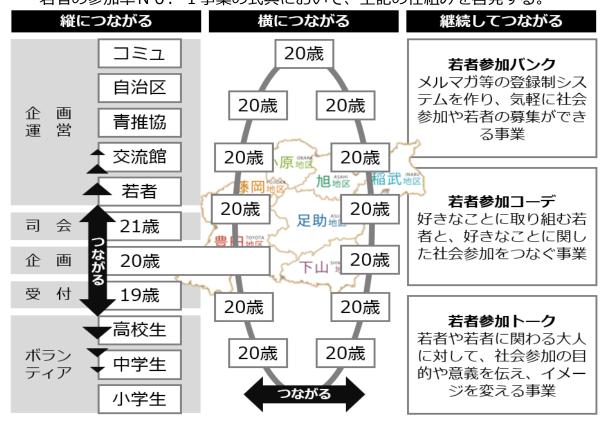
- ・開催地域の大人だけでなく、若者も式典運営に参画して、対象者を祝う。
- ・市全体でも祝うため、市長のメッセージ動画を全地区で流す。

## (2) 社会人としての自覚と地域への愛着心を育む

- ・開催地域の特色を生かした内容を継続し、対象者が地域の良さを改めて感じる。
- ・地域参加や市全体における社会参加の大切さを伝える動画を全地区で流す(若者 参加トーク)。

# (3) 若者が進んで社会参加する動機付け

- ・「縦」「横」「継続」をポイントとした社会参加につながる仕組みを構築する。
- - ・19、21歳が、実行委員会に加わり、交流しながら活動する。(各3人程度)
- - ・各地区の20歳実行委員が情報交換等を行うミーティングを、実施する。
- - ・若者の参加率 No. 1 事業の式典において、上記の仕組みを啓発する。



# 5 今後のスケジュール

- 8月 6日 子どもにやさしいまちづくり推進会議
- 9~10月 自治区長会、交流館長会、青少年関連団体(豊田市青少年健全育成推 進協議会等)、庁内関係課へ説明
- 11月 下旬 二十歳のつどいの取組方針決定
- 12月 上旬 関係者・報道機関等の対応開始(令和4年新成人を祝う会の1か月前)